

# 日本政策金融公庫における経営者の個人保証によらない融資の概要

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者の個人保証によらない融資を促進するため、日本政策金融公庫において以下の支援を行っています。

## 国民生活事業（創業者・小規模事業者向け）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）、経営力強化資金及び新創業融資制度等のほか、以下の経営者の個人保証を免除する制度を通じて、創業者・小規模事業者の経営者の個人保証によらない融資を促進しています。

### 【経営者保証免除特例制度の概要】

○対象者：以下の要件を満たす方等

- ①税務申告を2期以上実施していること。また、公庫との取引がある場合は、直近1年間（1年未満の場合は取引がある期間）、返済に遅延のないこと。
- ②最近2期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと及び直近期において債務超過でないこと。
- ③法人から代表者への貸付金・仮払金がないこと等

○貸付利率：各貸付制度に定める利率に一律0.2%の上乗せ

※ただし、事業承継・集約・活性化支援資金による貸付の場合は、対象者要件を満たさなくても適用可能。その場合、貸付利率の上乗せなし。

## 中小企業事業（中小企業者向け）

経営内容について、直近2期の決算において連続して赤字でない又は直近の決算が債務超過でないなどの一定の要件を満たす方については、経営者の個人保証を不要としています。